

あま市任期付短時間勤務職員 採用選考 実施要項

令和3年2月

※ 本実施要項による選考の採用決定は、市議会での令和3年度当初予算の成立を条件とするものです。

1 職種・受験資格等

(1) 職種及び採用予定人数

職 種	採用予定 人 数	職 務 内 容
社会福祉士	1名	・成年後見制度の利用促進に関する相談支援 ・家庭裁判所や弁護士等との連絡調整 ・協議会の開催・運営等
派遣指導員	1名	・特別な支援が必要な児童生徒の支援 ・経験年数が少ない特別支援学級担当者の指導 ・適応指導教室から学校復帰した児童生徒の支援

※ 採用予定人数は、今後、変わることがあります。

(2) 任期

採用の日（令和3年4月1日以降）から令和6年3月31日まで

(3) 受験資格

① 社会福祉士

社会福祉士の資格を有している者

② 派遣指導員

教員免許を有しており、教員又は適応指導の実務経験を通算して15年以上有する者

【実務経験について】

- (1) 「実務経験」には、正規の会社員や公務員としての経験のほか、アルバイト、パートタイマーとしての経験や、財団法人、社団法人、NPO法人等にて従事した経験も含まれます。
- (2) 「〇年以上」とは、当該団体において1週間当たり29時間以上の勤務（休憩時間を除く。）を1年以上継続した年数であるものとします。
- (3) 職務経験が複数ある場合は通算し、同一期間内に複数の職務の従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- (4) 連続した1月以上の休業期間（労働基準法第65条に基づく産前産後の休業を除く。）は、職務経験から除きます。
- (5) 同じ企業・団体等の勤務・活動の中に1月以上の休業期間がある場合、休業期間前後の勤務・活動は継続するものとします。

※ 年数等の計算方法

- (1) 年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に当たる日の前日までを1年として計算します。
(例) 令和元年4月1日～令和2年3月31日 → 1年
平成27年6月16日～平成30年6月15日 → 3年
- (2) 月数は、起算日から翌月の起算日に当たる前日までを1月として計算します。
(例) 平成26年7月10日～平成30年3月9日 → 3年8月
- (3) 月数を計算し、残りの日数が30日に満たない場合はその日数を切り捨て、30日になる場合はその日数を1月に切り上げて計算します。
(例) 平成25年10月30日～平成28年5月23日 → 2年6月24日
→ 2年6月
平成26年8月2日～平成30年5月31日 → 3年9月30日
→ 3年10月
- (4) 1年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。
(例) 平成28年8月1日～平成29年6月30日 → 11月 → 0年

【欠格事項】

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者。ただし、永住者又は特別永住者を除く(注)。
 - (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② あま市職員として懲戒処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 永住者又は特別永住者の者であっても公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

2 受験申込

(1) 申込方法

あま市役所企画財政部人事秘書課人事係（本庁舎3階）に持参していただくか、郵送により申込みしてください。

(2) 受付期間

採用に至るまでの間、随時、受付します。

3 受験手続

(1) 提出書類

- ① あま市エントリーシート 1通

※ エントリーシートは、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、人事秘書課窓口でも配布しています。

- ② 写真 2枚（6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きの縦4センチ

チ×横3センチの大きさ)

※ 1枚はエントリーシートに貼付し、1枚は裏面に氏名を記入して提出してください。

- ③ 最終学校の卒業証書の写し又は卒業（見込）証明書
- ④ 【社会福祉士】社会福祉士登録証の写し
【派遣指導員】教員免許状の写し（免許更新又は免許更新の免除、延期等の証明書がある場合は、必ず添付すること。）

(2) 提出時の注意事項

- ① 郵送により提出する場合は、封筒に朱書きで「任期付職員採用試験エントリーシート」と記載し、簡易書留など確実な方法で送付してください。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ エントリーシートの審査後に受験票を郵送しますが、試験日の3日前になっても受験票が届かない場合は問い合わせしてください。

4 選考の方法

書類審査及び面接試験

5 面接日時等

面接日時及び面接場所については、受験者個人宛に別に通知します。

6 採用の可否の通知

面接終了後、2週間程度の間を受験者個人宛に郵送により通知します。

7 採用決定から採用日まで

採用決定者には、資格要件を証する証明書等を提出していただきます。

なお、資格要件を満たしていることが確認できない場合や提出されたエントリーシート又は面接時の口述事項について相違ある事実が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。

8 勤務条件

(1) 給料

給料月額は、学歴、職歴等に応じて一定の基準により決定しますので、個人によって異なることがあります。

なお、任期中の昇給はありませんが、給与条例の改正等があった場合には、その規定による支給となります。

○初任給（大卒）の例

- ・社会福祉士 156,696円（8年の実務経験があり、週30時間勤務する場合）
- ・派遣指導員 118,451円（15年以上の実務経験があり、週18時間勤務する場合）

(2) 諸手当

地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが支給されます。

(3) 勤務時間、休暇

勤務時間は、1週間当たり31時間以内、1日当たり7時間45分以内（原則、午前8時30分から午後5時15分までの間）となります。

有給休暇として年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇が付与されます。

(4) 退職手当

退職手当は支給されません。

9 共済制度

勤務条件により、社会保険、雇用保険に加入します。

10 災害補償

公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法又はあま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

11 その他

日本国籍を有しない方（永住者又は特別永住者に限る。）も受験することができます。ただし、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

また、職員採用選考を通じて収集した受験者の個人情報、職員採用選考及び職員として採用された後の人事管理に係る事務に利用することを目的とし、それ以外の目的に利用することはありません。

なお、任期付職員の採用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、この他の職員採用の際に優先されるものではありません。

12 問い合わせ

あま市役所企画財政部人事秘書課人事係（本庁舎3階）
住所 〒490-1292 あま市木田戊亥18番地1
電話 052-444-1713

あま市役所本庁舎案内図

